今後の事業の流れについて

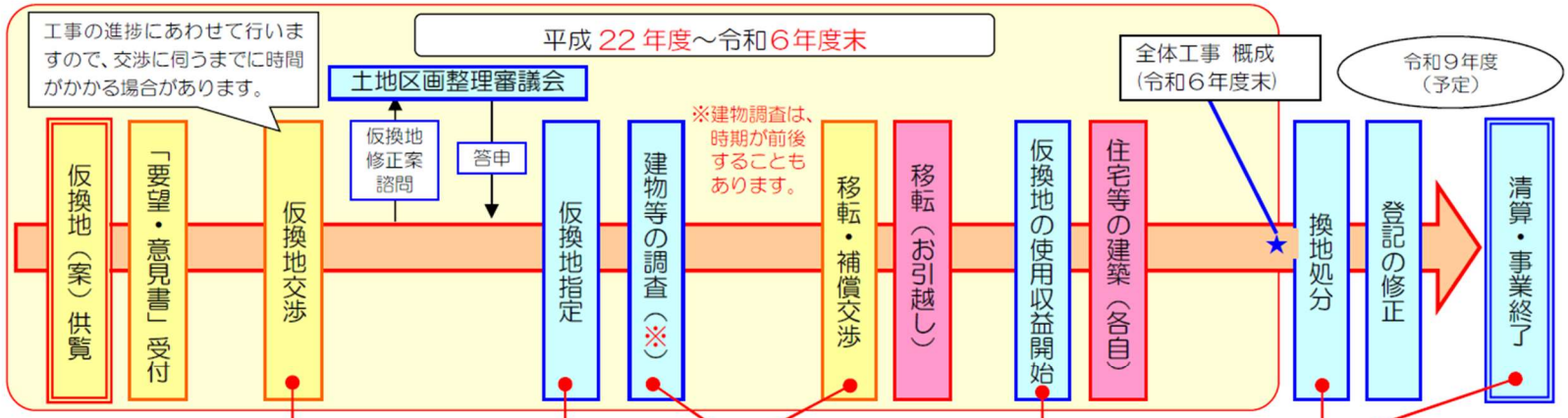

「要望・意見書」を参考に、仮換地（案）の調整、修正を行った上で、権利者の方々との直接交渉に入ります。

皆様の要望は、可能な限り配慮いたしますが、内容によっては反映できない場合もあります。

仮換地交渉がまとまりましたら、土地区画整理審議会への諮問を経て、市から権利者の方に「仮換地指定通知書」をお送りします。

この通知により、権利者の仮換地が正式に確定します。（行政処分）

※登記は修正されません

従前の宅地上の建物について、移転をお願いする時期になりましたら、建物所有者との協議に入ります。

なお、移転に要する費用や移転に伴って生じる損害等は、基準に基づき、市が補償します。

※移転の工法などは、この協議の中でお話します。

仮換地先の電気、ガス、水道等の整備が終了し、宅地として利用できるようになった時点で、仮換地の使用収益が開始できます。

全体の工事終了後、地区内の測量や換地計画の作成、認可等の手続きを経て、「換地処分」を行います。

換地処分によって、「仮換地」が「換地」に変わるとともに、清算金が確定します。